

技術事項等評価項目申請にあたっての留意事項

※当申請は、町内業者において、土木一式工事の資格審査申請を提出した者が対象

1 申請書の記入要領

- (1) 太枠の中のみ記入すること（町記入欄には記入しないこと。）。
- (2) 申請する項目については、当該項目の欄に「1」を記入すること。
- (3) 許可番号は、大臣・知事のいずれか（A又はB）を○で囲み、番号は正確に記入すること。
- (4) 印鑑は、許可上登録されている代表者印を押印すること。

2 添付書類について

ア ISO取得状況

ISO9000 シリーズ又は14000 シリーズそれぞれについて、令和2年9月30日現在で取得している認証の写しを添付すること。

※（財）日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互承認している認定機関が認定した審査機関から発行された認証が対象

イ 障がい者の雇用状況

「常用雇用労働者数」及び「うち障がい者数」について、令和2年6月1日現在の人数を記入すること。

※「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率の適用のある事業所は「障害者雇用状況報告書（写）」を添付すること。

ウ 新規学卒者の雇用状況

学校教育法に規定する学校又は専修学校を平成29年度、平成30年度又は令和元年度に卒業した者を採用し、令和2年9月30日において継続して常勤で雇用している者の人数を記入すること。

※新規学卒職員の卒業証書又は卒業証明書の写しと令和2年9月30日時点で引き続き雇用していることがわかる書面の写しを添付すること。

引き続き雇用していることがわかる書面の写しとは、「健康保険被保険者証の写し」又は「雇用保険被保険者証の写し」と併せて、令和2年9月30日を含む月の「賃金台帳の写し」、「出勤簿の写し」又は「源泉徴収簿の写し」

エ 男女共同参画の状況

常用雇用労働者数について、令和2年9月30日現在の人数を記入し、就業規則（写）を添付すること。育児休業制度及び介護休業制度のいずれも整備していることが条件

※常用雇用労働者数10人以上の事業所については、労働基準監督署の受付印のあるもの

※就業規則すべての写しを添付する必要はない。商号又は名称、就業規則の制定年月日、労働基準監督署の受付印、育児休業制度及び介護休業制度が確認できる部分の写しで可。

オ 社会貢献活動の状況

平成31年1月から令和元年12月及び令和2年1月から令和2年12月までの間に、町の実施する清掃活動に企業として参加したもの（職員が個人的に参加したものは除く。）にかかる「社会貢献活動実施状況報告書」（別記様式4）を提出すること。

※各年ともに1件以上の実績がなければ評価の対象とはならない。

令和2年12月31日現在で、常勤の従業員若しくは役員が町内の消防団に入団しているものにかかる「在団証明書」を提出すること。

※「在団証明書」は申請に基づき、総務課消防係において交付。

カ エコアクション21の取得状況

令和2年9月30日現在で取得している認証の取得日及び有効期限を記入のうえ、認証・登録証の写しを添付すること。

キ 防災協定の締結状況

令和2年9月30日現在において、熊本県又は甲佐町と防災協定を締結している場合に、締結先にチェックを記入し、防災協定書の写し又は加入する団体が発行する証明書を提出すること。

ク 継続学習制度（CPDS）の単位取得状況

平成27年10月から令和2年9月までに取得したCPDSの学習単位の取得状況（企業全体のもの）について、合計UNIT数を記入し、社団法人全国土木施工管理技士会連合会が証する書面の写しを添付すること。

※社団法人全国土木施工管理技士会連合会が証する書面の問い合わせ先

- ・ 熊本県土木施工管理技士会 TEL：096－366－5111
- ・ (社)全国土木施工管理技士会連合会 TEL：03－3262－7438

ケ 大臣、知事表彰状況

平成31年1月から令和2年12月までに受けた大臣・知事表彰の件数を記入し、大臣又は知事の表彰状等の写しを添付すること。

法人においては、法人自体が表彰を受けたもの、個人においては個人事業主が表彰を受けたものに限る（法人における代表者個人や従業員が表彰を受けたもの等については対象とならない。）。

※大臣又は知事から表彰を受けた場合に限る。局長や事務所長から表彰を受けたものは対象にならないので注意すること。

コ 施工管理技術者の人数

令和2年9月30日現在の人数を記入すること。

令和2年度に受審した経営事項審査の「技術職員名簿」（令和2年度中の審査済印があるものの写し）を添付すること。添付した経営事項審査の審査基準日以降に変更があった場合には、「サ技術者の変更状況」を参照のうえ、必要書類を修正・提出すること。

サ 技術者の変更状況

令和2年9月30日現在の技術者数を把握するので、経営事項審査の審査基準日以降に技術者の変更があった場合、該当する項目にチェックを記入し、令和2年度に受審した経営事項審査の「技術職員名簿」（令和2年度中の審査済印があるものの写し）を朱書き訂正して提出すること。

【朱書き訂正について】

経営事項審査の審査基準日以降に退社した技術職員は朱線で消去すること。経営事項審査の審査基準日以降に入社した技術職員は氏名、生年月日、業種コード、有資格者コード、講習受講、監理技術者資格者証交付番号、施工管理技術者欄を朱書きで記入し、記入した資格者証等の写しを添付すること。技術職員で新たに資格を取得した場合は、変更箇所を朱書き訂正のうえ、記入した資格者証等を添付すること。

【技術者追加の場合の留意事項】

新たに入社した技術職員については、令和2年9月30日現在で、6ヶ月を超えて継続して雇用されていること（令和2年3月29日以前から雇用）の確認が必要となるので、次に掲げる書類を添付すること。

- ・ 健康保険被保険者証（事業所名及び資格取得年月日の記載があるもの）の写し
- ・ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
- ・ 出向社員の場合は出向が証明できるものの写し
- ・ 出勤簿、賃金台帳、源泉徴収簿のいずれかの写し

シ 企業合併の状況

平成28年4月1日以降に企業合併等を行い、甲佐町の合併特例措置の適用を受けている場合、合併等年月日を記入し、「合併等による特例措置適用（継続）申請書」（建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領の別記第2号様式）を提出すること。

ス 若年者の雇用状況

平成27年10月1日から平成29年9月30日までの間に満35歳未満の者を採用し、令和2年9月30日現在で3年以上継続雇用している者の人数を記入し、次の添付書類を記入すること。

- ①入社年月日がわかる書類（社会保険資格取得日等）
- ②健康保険被保険者証、標準報酬決定通知書等の常勤性確認書類の写し
- ③継続して雇用していることがわかる書類（源泉徴収簿、賃金台帳、出勤簿）
- ④令和2年9月30日を含む月の賃金台帳等の写し

セ 不当要求防止法責任者講習の受講状況

平成30年1月から令和2年12月までの間に従業員若しくは役員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(略称：暴力団対策法)に基づく不当要求防止法責任者講習を受講した場合、受講日を記入のうえ、熊本県公安委員会発行の受講修了書の写しを添付すること。

3 その他

申請内容に虚偽が発覚した場合は、監督処分や指名停止措置等の処分の対象となるので、申請内容については、事前に十分確認のうえ記載すること。